

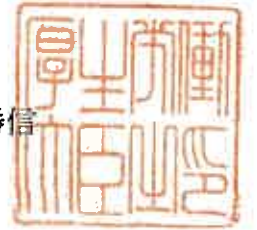
厚生労働省発雇均 0916 第 1 号

令和 4 年 9 月 16 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 加藤 勝信



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の  
意見を求める。

## 雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

## 第一 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給対象期間等の改正

新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金について、対象有給休暇（事業主がその雇用する被保険者に対して取得させた、新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に就学等している子どもの世話をその保護者として行うための有給休暇（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）をいう。以下同じ。）の期限を令和四年九月三十日から令和四年十一月三十日に変更するとともに、一日当たりの支給上限額を八千三百五十五円（ただし、その雇用する被保険者に対して対象有給休暇を取得させた事業主が、当該対象有給休暇の期間の全部又は一部の期間において新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る同項第二号に掲げる区域又は同法第三十一条の四第一項に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に係る同項第二号に掲げる区域のうち雇用環境・均等局長が定める区域に所在する事業所を有する場合は、一万二千円）とすること。

## 第二 その他

一 この省令は、令和四年十月一日から施行すること。

二 令和四年三月一日から同年九月三十日までの間にこの省令による改正前の対象有給休暇を取得させた事業主に対する新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金の支給については、なお従前の例によること。

三 育児休業等支援コース助成金のうち新型コロナウイルス感染症対応特例措置については、令和四年十月一日から同年十一月三十日までの間における対象有給休暇に関しては、支給しないものとする。